

	こんなときは手続きを	必要なもの
国保に入るとき(注1)	他の市区町村から転入した	転出証明書、印鑑、届出人の本人確認書類
	他の健康保険をやめた(会社をやめた)	他の健康保険をやめた証明書、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
	他の健康保険の被扶養者から外れた	他の健康保険の資格喪失証明書、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
	国保加入世帯に子どもが生まれた	(出生届を市民課へ提出) 印鑑、届出人の本人確認書類
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
	他の市区町村に転出する	保険証、印鑑、届出人の本人確認書類
	他の健康保険に加入した(会社に勤めるとき・他の健康保険の被扶養者になったときも含む)	保険証(国保と他の健康保険証)、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
	国保の加入者が亡くなった	(死亡届を市民課へ提出)、保険証、印鑑、届出人の本人確認書類(喪主の方に葬祭費の一部を支給する制度があります。葬儀の領収書または会葬礼状、喪主の方の振込先口座が分かるものをお持ちください)
その他	生活保護を受けることになった	保護開始決定通知書、保険証、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
	後期高齢者医療制度の対象となった	手続きは不要です。 ※75歳の誕生日までに新しい保険証が送付されます。
	住所、世帯、世帯主、氏名などが変わった	保険証、印鑑、届出人の本人確認書類
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなった	汚損した保険証、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
	就学のため、子どもが他の市区町村に住む	在学証明書、保険証、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)

(注1) 国保加入時等に、世帯主の勤務先や健康保険の種類を伺います。  
 (注2) マイナンバーは「マイナンバーカード」、「通知カード」、「マイナンバーが記載されている住民票」などに記載されていますので、いずれかをお持ちください。  
 ※外国籍の方は、在留カードやパスポートをお持ちください。  
 ※上記以外に書類が必要な場合があります。  
 ※本人確認書類は、官公署発行の写真付きの証明書(免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)は1点、写真なしの証明書(年手帳、保険証、キャッシュカードなど)は2点必要です。

**国民健康保険の加入・脱退は速やかに**

国民健康保険(国保)の加入・脱退の際は、必要書類等(左表参照)をお持ちのうえ、14日以内に手続きをしてください。

☆会社に勤めて健康保険証を受け取ったとき、会社をやめたとき、扶養から外れたときなど、保険年金課(市役所1階)・各出張所へ

☆転入や転出、子どもが生まれたときなど、市民課(市役所1階)・各出張所へ

**届け出が遅れてしまうと...**

加入の届け出が遅れてしまった場合、保険料をさかのぼって納めなければならなくなったり、届け出の日までにかかった医療費の保険給付が受けられなくなる場合があります。



また、さかのぼって脱退する場合は、他の健康保険の加入日以降に国保の保険証を使って診療を受けてしまうと、国保で負担した医療費をあとで返納していただくこととなります。

**問い合わせ** 保険年金課 庶務係

**年金生活者支援給付金**  
令和2年10月から支給されます

令和2年の年金生活者支援給付金は、令和2年8月分を対象に、該当者に支給され、年金とは別に、年金の振込先口座に振り込まれます。

**請求手続き**

10月中旬に日本年金機構が令和元年所得情報に基づき、支給要件を満たしているか判定を行い、該当者へ請求書を送付しますので、手続きをしてください。

手続が遅れると、支給月が遅くなることや支給されない月が発生することがありますので、ご注意ください。

支援給付金には、次の3種類があります。

① **老齢年金生活者支援給付金(補足的な老齢年金生活者支援給付金)**

対象 次のすべてを満たしている方

- ▽65歳以上で、老齢基礎年金の受給者
- ▽請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税
- ▽前年の年金収入額とその他の所得額の合計が、所得基準額(87万9千900円)以下

給付額(月額) 表1のA、Bの合計額

- ※国民年金保険料(保険料)納付済み期間等に応じて算出されます。
- ※Bの額は毎年の老齢基礎年金額の改定に応じて変動します。
- ※納付済み期間別の合計給付額の算出例は表2参照

**障害年金生活者支援給付金**

② **障害年金生活者支援給付金**

対象 次のすべてを満たしている方

- ▽障害基礎年金の受給者
- ▽前年の所得が46万1千円 + 扶養親族の数×38万円(※)以下

給付額(月額) 障害年金 5千30円

※同一生計配偶者のうち70歳以上または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

**遺族年金生活者支援給付金**

③ **遺族年金生活者支援給付金**

対象 次のすべてを満たしている方

- ▽遺族基礎年金の受給者
- ▽前年の所得が46万1千円 + 扶養親族の数×38万円(※)以下

給付額(月額) 1級6千288円、障害年金2級5千30円

※2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5千30円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

**その他**

- ▽支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則として不要です。
- ▽支給要件を満たさなくなった場合、支給されません。その際は「年金生活者支援給付不該当通知書」が送付されます。
- ▽次のいずれかに該当する場合は、支給されません。
  - ① 日本国内に住所がないとき
  - ② 年金が全額支給停止のとき
  - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ※①③は届け出が必要になりますので、お問い合わせください。

**問い合わせ**

▽年金生活者支援給付金専用ダイヤル ☎0570-051165(05で始まる電話からは☎03-6700-1165)

※月曜日：午前8時30分～午後7時、火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌開所日は午後7時まで

※祝日(第2土曜日を除く)、年末年始を除く

▽青梅年金事務所 ☎30-3410

※お問い合わせの際は、年金証書、年金手帳など基礎年金番号が分かるものをご用意ください。

**国民健康保険加入の皆さんへ**  
医療費の額などを通知します

市では、国民健康保険での医療費控除の明細書(内訳書)として添付していましたが、今年度からすべての国民健康保険の加入者に2回通知します。

**通知内容** 令和元年11月～2年6月受診分の医療費

※次回通知は7月～10月受診分

**通知時期** 11月下旬ごろ

※次回通知時期は令和3年2月下旬ごろ

▽この通知が届いたことにより、特に手続きを行う必要はありません。また、還付金などは発生しません。

**その他** 令和2年度から確定申告および住民税申告の際、令和2年度の医療費控除について、市に、特に手続きを行う必要はありません。また、還付金などは発生しません。

▽医療費控除について：青梅事務所 ☎22-3185、市市民税課市民税係

▽医療費通知については：市保険年金課給付係

**問い合わせ**

※令和2年11月診療分・12月診療分の医療費通知を個別に作成することはありませんので、ご自身で領収書を保管するなどの対応をお願いします。

**国民年金の付加年金を利用して老齢基礎年金を増やしませんか?**

将来の老齢基礎年金を増やしたい方のために、付加年金の制度があります。

申し込んだ月の分から、国民年金の定額保険料に加えて付加保険料(月額400円)を納めると、老齢基礎年金の年金額に上乗せして支給されます。

**対象者** 国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

※保険料の全額一部免除、納付猶予、学生納付特例を受けている方、国民年金基金加入者、老齢基礎年金受給者は対象となりません。

**支給金額の計算方法**

★例：付加保険料(400円)

▽納めた付加保険料総額：400円×10年(120月)＝4万8千円

▽毎年受け取れる付加年金額：200円×10年(120月)＝2万4千円

年2万4千円の付加金が老齢基礎年金の年金額に上乗せされて支給されます。国民年金を受け取り始めて2年を越えると、納めた付加保険料総額を上回る計算になります。

**申し込み** 年金手帳、印鑑、本人確認書類をお持ちのうえ、保険年金課国民年金係(市役所1階)へ

※郵送も可

表1 給付額の算出方法

	A. 保険料納付済み期間に基づく金額	B. 保険料免除期間に基づく金額	
		全額免除 3/4免除 1/2免除	1/4免除
基準額	5,030円	10,856円	5,428円
計算式	基準額×納付済み期間÷480月×調整支給率(※)	基準額×免除期間÷480月	

※前年の所得額が779,900円を超え879,900円以下の方は、調整支給率(毎年の老齢基礎年金額の改定に応じて変動)を乗じ、「補足的な老齢年金生活者支援給付金」として支給されます。

表2 保険料納付済み期間別の合計給付額の算出例

保険料納付済み期間(+保険料免除期間)	A. 保険料納付済み期間に基づく金額	B. 保険料免除期間に基づく金額	合計給付額
480月	5,030円	0円	5,030円
240月+ 1/2免除期間240月	2,515円	5,428円	7,943円
240月+ 1/4免除期間240月	2,515円	2,714円	5,229円